

データ資料40 水質汚濁防止法に基づく業種別特定事業場数（18年3月末現在）

法 施 行 令 別 表 第 1 号	業種名又は特定施設名	水質汚濁防止法に基づくもの			瀬戸内法の適用を受けるもの（再掲）		
		平均排水量が 30又は50m ³ /日 未満のもの	平均排水量が 30又は50m ³ /日 以上のもの	小 計	平均排水量が 30m ³ /日 未満のもの	平均排水量が 30m ³ /日 以上のもの	小 計
1	鉱業	1		1			
1の2	畜産農業	318		318			
2	畜産食品製造業	39	13	52		6	6
3	水産食品製造業	84	1	85		1	1
4	保存食品製造業	158	7	165	1	5	6
5	みそ・醤油等製造業	62	5	67			
6	小麦粉製造業						
7	砂糖製造業						
8	パン・菓子製造業	28	4	32		3	3
9	米菓製造業	20		20			
10	飲料製造業	58	10	68		4	4
11	動物系飼料等製造業	4	2	6			
12	動物油脂製造業	5		5			
13	イースト製造業						
14	でん粉製造業	2		2			
15	ぶどう糖等製造業						
16	めん類製造業	63	3	66		2	2
17	豆腐等製造業	259	4	263		2	2
18	イソクトキ-製造業						
18の2	冷凍調理食品製造業	2	2	4		1	1
18の3	たばこ製造業						
19	紡績業等	338 (6)	22 (5)	360 (11)		13 (5)	13 (5)
20	洗毛業	1		1			
21	化学繊維製造業		2 (1)	2 (1)		1 (1)	1 (1)
21の2	一般製材業等						
21の3	合板製造業	1	1	2			
21の4	パーティクルボード製造業						
22	木材製品処理業	4 (3)		4 (3)			
23	パルプ・紙等製造業	27		27			
23の2	新聞・出版・印刷・製版業	15 (2)	1 (1)	16 (3)		1 (1)	1 (1)
24	化学肥料製造業	1 (1)	1 (1)	2 (2)			
25	化粧品等製造業						
26	無機顔料製造業						
27	その他無機化学工業製品製	6 (5)		6 (5)			
28	カーボン法7の誘導品製造業	1		1			
29	コーラル製品製造業						
30	飛散工業		1	1			
31	メタン誘導品製造業	1		1			
32	有機顔料等製造業	1 (1)		1 (1)			
33	合成樹脂製造業	2 (1)	1	3 (1)		1	1
34	合成ゴム製造業	1 (1)		1 (1)			
35	有機ゴム製品製造業						
36	合成洗剤製造業						
37	その他の石油化学工業						
38	石けん製造業						
39	硬化油製造業						
40	脂肪酸製造業						
41	香料製造業						
42	ゼラチン・にかわの製造業						
43	写真感光材料製造業		1	1		1	1
44	天然樹脂製品製造業	1		1			
45	木材化学工業						
46	その他有機化学工業製品製	4 (1)	4 (1)	8 (2)		3 (1)	3 (1)
47	医薬品製造業	4 (1)	1 (1)	5 (2)			
48	火薬製造業						
49	農薬製造業						
50	医薬製造施設	1 (1)		1 (1)			
51	石油精製業						
51の2	自動車用タイヤ等製造業						
51の3	医療用ゴム製品等製造業						
52	皮革製造業	2		2			
53	ガラス等製造業	7 (3)	4 (4)	11 (7)			
54	セメント製品製造業	45 (42)	1 (1)	46 (43)			
55	生コンクリート製造業	80 (52)	4 (1)	84 (53)		2 (1)	2 (1)
56	有機質砂かべ材製造業						
57	人造黒鉛電極製造業						
58	有機質砂かべ材製造業	1 (1)		1 (1)			
59	窯業原料精製業	2		2			
60	砕石業	8 (1)	1	9 (1)		1	1
61	砂利採取業	48 (1)	2	50 (1)		1	1
62	鉄鋼業						
63	非鉄金属製造業	3 (2)		3 (2)			
63の2	金属製品製造業	14 (5)	8 (6)	22 (11)		2 (1)	2 (1)
63の3	空びん卸売業	5	1	6		1	1
64	石膏供給業	1 (1)		1 (1)			
64の2	水道施設	10	6	16	2	6	8
65	酸・7の加表面処理施設	65 (27)	18 (14)	83 (41)		10 (8)	10 (8)
66	電気メッキ施設	11 (7)	5 (5)	16 (12)		2 (2)	2 (2)
66の2	旅館業	1410	67 (1)	1477 (1)		23	23
66の3	共同調理場	5	2	7		2	2
66の4	弁当仕出・製造業	17	11	28		5	5
66の5	飲食店	22 (1)	23 (1)	45 (2)		9	9
66の6	主食を提供しない飲食店						
66の7	料亭、バー、キャバレー等						
67	洗たく業	406 (23)	9 (1)	415 (24)	4 (1)	4 (1)	8 (2)
68	写真現像業	42 (2)		42 (2)			
68の2	病院（300床以上）	9	5 (1)	14 (1)		5 (1)	5 (1)
69	と畜業						
69の2	中央卸売市場						
69	解体施設	2		2			
69の3	地方卸売市場		1	1			
70	廃油処理施設						
70の2	自動車分解整備事業	7 (1)		7 (1)			
71	自動車車両洗浄施設	450	2 (1)	452 (1)	1	1 (1)	2 (1)
71の2	試験研究機関	63 (46)	12 (9)	75 (55)	1 (1)	5 (4)	6 (5)
71の3	一般廃棄物処理施設	14 (7)	1	15 (7)		1	1
71の4	産業廃棄物処理施設	6 (1)	2 (1)	8 (2)		1	1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	18 (16)	2 (1)	20 (17)			
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設						
72	し尿処理施設	9 (2)	142 (5)	151 (7)	2 (2)	46 (2)	48 (4)
73	下水道終末処理施設		39 (15)	39 (15)			
74	共同排水処理施設	5	4	9			
指定地域特定施設浄化槽(201-500人槽)		135 (1)	126	261 (1)		1	1
合 計		4434 (265)	585 (78)	5019 (343)	11 (4)	172 (29)	183 (33)

(注) 1 淀川流域以外の特定事業場については、50m³/日以上のものでそれぞれ未満のものに分けています。

2 ()内の数は有害物質を排出するおそれのあるもので、内数です。

3 指定地域特定施設は、淀川流域のみに係るものです。